

令和6年度
最上川下流左岸農業水利事業

最上川下流左岸地区環境調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

最上川下流左岸農業水利事業 最上川下流左岸地区環境調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、最上川下流左岸農業水利事業の環境配慮計画に基づき、保全対象生物の生息情報等を把握するために環境調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象地域は、山形県酒田市落野目地内他で、別添-1位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書 第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験

を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5－1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

設計共通仕様書第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（一般事項）

第1－6条

業務請負契約書及び設計及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 作業に従事する技術者は対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。

（管理技術者）

第1－7条

管理技術者は、設計共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画 森林－森林環境 建設－建設環境 環境－環境保全計画、自然環境保全、環境影響評価
	農業	農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画
	森林	森林環境

	建設	建設環境
	環境	環境保全計画、自然環境保全、環境影響評価
博士	農学	本業務に関連する科目
農業土木技術管理士		
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－8 条

- 1 担当技術者は、設計共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

設計共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－10 条

受注者は、設計共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(参考図書)

第 2－1 条

設計作業の参考とする図書は、設計共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。

名 称	発行所	制定（改訂） 年月日
環境との調和に配慮した事業実施のための 調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月

(貸与資料)

第 2－2 条

貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	備 考
参考資料	国営最上川下流左岸地区環境配慮計画	1 式

	平成26年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流左岸地区環境配慮基本方針（案）作成業務報告書	1 式
	平成27年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流左岸地区環境配慮計画（案）作成業務	1 式
	平成27年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流左岸地区排水計画補足検討その他業務	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－3 条

第 2－1 条、第 2－2 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として契約後に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－1「作業項目内訳表」（該当項目）の○印に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 調査計画策定	1 式	
2. 現地調査		
2-1 鳥類調査	1 式	
2-2 魚類調査	1 式	
2-3 植物調査	1 式	
3. 点検取りまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3－2 条

本業務の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 第 2－1 条、第 2－2 条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 2 効率的な調査実施のため又は調査による新たな希少種の確認などにより、調査位置や調査範囲等の変更の提案がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 本業務は、関係機関と協議を行いながら実施することで考えている。関係機関との協議により、新たな作業項目ならびに業務期間中での見直しが生じる場合は、監督職員より見直し内容を協議する。

（業務の成果品質確保対策）

第 3－3 条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の調査方針、条件等の確認の場として、次の会議等を設置するので、管理技術者等の受注者代表は次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、調査方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

（１）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

ア 調査条件・前提条件

イ 業務計画の妥当性

ウ スケジュール

エ 設計内容変更

オ その他：事業連携、コスト縮減、環境対策等の促進等

（２）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、調査条件や施工の留意点、関連事業の情報、調査方針の明確化等、情報共有を図る。

3 会議費等経費

「業務確認会議」に必要な経費については、現行歩掛での初回打合せ経費に、「合同現地踏査調査」に必要な経費については、現行歩掛での現地調査経費に含まれている。

4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受注者が当該工事に関する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から3によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

（１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

（２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

（１）受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

（２）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるもの

とする。

なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

（３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、３に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第４章 打合せ

（打合せ）

第４－１条

設計共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

第２回 中間打合せ（夏秋期調査取りまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第１－１１条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第５章 成果物

（成果物）

第５－１条

成果物を設計共通仕様書第１－１７条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

１ 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副２部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途１部提出するものとする。

（成果物の提出先）

第５－２条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚15（最上川土地改良区１階）

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 2 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 3 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 4 履行期間に変更が生じた場合。
- 5 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合。
- 6 その他

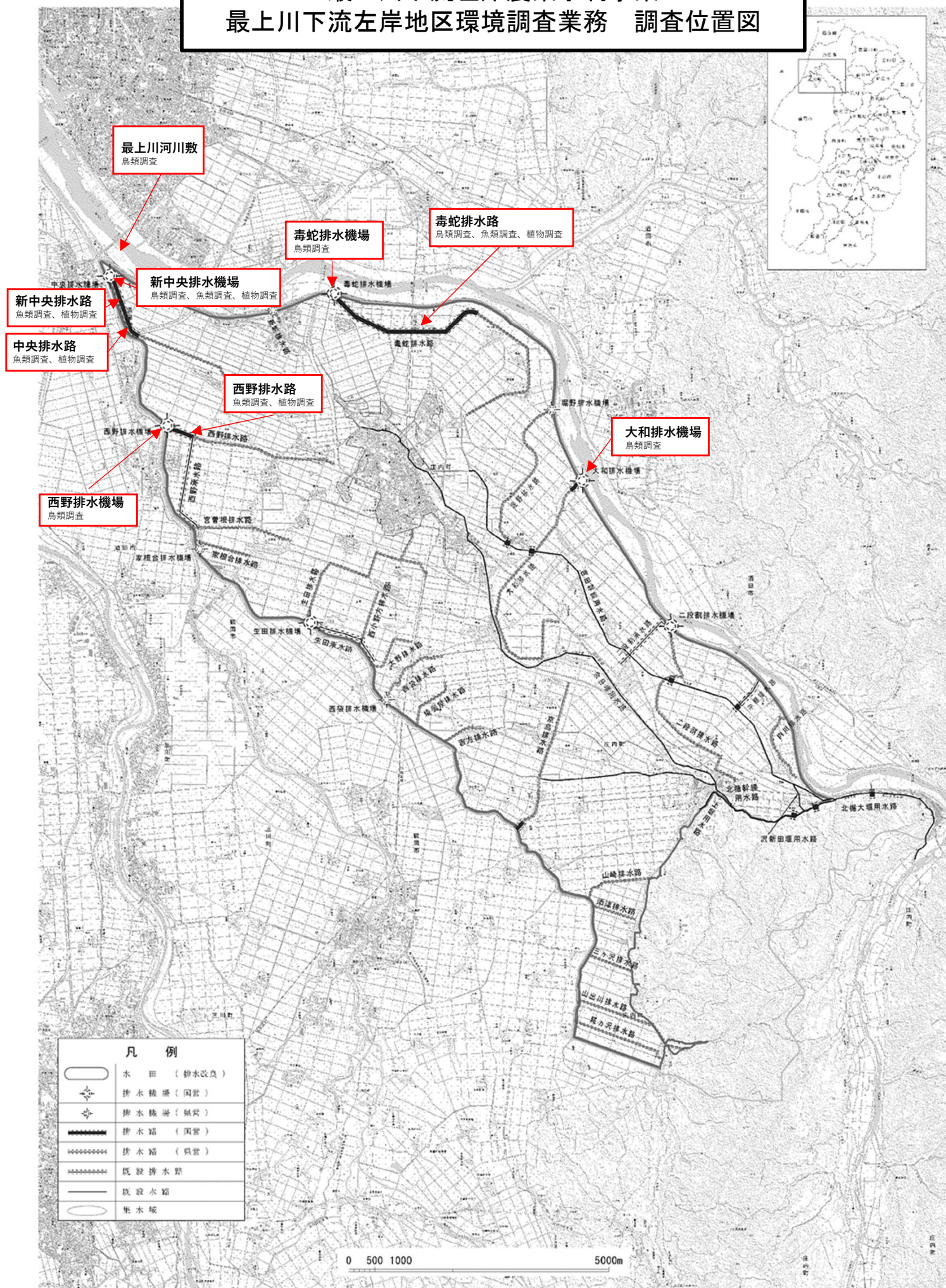
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

最上川下流左岸農業水利事業 最上川下流左岸地区環境調査業務 調査位置図



別紙－１ 作業項目内訳表

作業項目		作業内容	作業実施
1. 調査計画策定	内業	業務実施に必要な資料の収集、環境配慮計画等の貸与資料の内容の把握・整理を行い、作業計画を樹立する。	○
2. 現地調査			
2-1. 鳥類調査	外業	踏査 調査地点において、鳥類の生息状況を確認する。 調査地点：最上川河川敷、新中央排水機場、 毒蛇排水機場、西野排水機場、 大和排水機場、毒蛇排水路 調査箇所：6カ所 調査回数：2回 調査時期：8月、9～10月	○
	内業	調査結果を整理し、事業実施の影響を踏まえ分析を行う。	○
2-2. 魚類調査	外業	踏査 調査地点において、魚類の生息状況を確認する。 調査地点：新中央排水機場、新中央排水路、 中央排水路、毒蛇排水路、 西野排水路 調査箇所：5カ所 調査回数：2回 調査時期：8月、9～10月	○
	内業	調査結果を整理し、事業実施の影響を踏まえ分析を行う。	○
2-3. 植物調査	外業	踏査 調査地点において、植物の生息状況を確認する。 調査地点：新中央排水機場、新中央排水路、 中央排水路、毒蛇排水路、 西野排水路 調査箇所：5カ所 調査回数：2回 調査時期：8月、9～10月	○
	内業	調査結果を整理し、事業実施の影響を踏まえ分析を行う。	○
3. 点検取りまとめ	内業	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○